

平成 25 年 10 月 2 日

国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構とのパートナー協定締結について  
～老朽・低未利用不動産の再生促進に向けた協力関係を構築～

平塚信用金庫は、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構（以下「Re-Seed 機構」）（注 1）との間で老朽・低未利用不動産の再生促進を目的としたパートナー協定を締結しました。パートナー協定書の内容については以下の通りです。

1. 平塚信用金庫、国土交通省及び Re-Seed 機構は、相互に連携して耐震・環境不動産形成促進事業（注 2）及び改正不動産特定共同事業法（注 3）の活用を促進する。
2. 「相互の情報提供」、「事業の活用が見込まれる案件の紹介」、「ファンドマネージャーの紹介」等を行います。

パートナー協定の締結を通じて、事業のコーディネーター役となる平塚信用金庫と国土交通省、Re-Seed 機構とが密接な協力関係を構築することにより、不動産証券化手法を活用して、地域の不動産が再生されることを目指します。併せて相互の情報交換やノウハウの提供などについても行ってまいります。

- ・ （注 1）、（注 2）については環境不動産普及促進機構 HP（<http://www.re-seed.or.jp/>）をご参照ください。
- ・ （注 3）不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業をいいます。

お問い合わせ先：平塚信用金庫営業統括部営業推進課  
電話：0463-24-3042